

平成二十五年六月十一日受領
答 弁 第 八 九 号

内閣衆質一八三第八九号

平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員佐々木憲昭君提出亜炭廃坑の陥没防止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐々木憲昭君提出亜炭廃坑の陥没防止等に関する質問に対する答弁書

一について

岐阜県における御指摘の特定鉱害復旧事業等基金（以下「基金」という。）の残高については、同県によれば、平成二十四年度末時点において、約二億五千万円程度であると見込まれるとのことである。石炭採掘に起因するいわゆる浅所陥没が発生した場合には、まずは基金により復旧工事が行われると承知しているが、基金において必要な資金が確保されているかどうかについて、今後、注視してまいりたい。

二について

基金については、原状回復が目的である復旧工事をその事業対象としているが、経済産業省においては、御嵩町からの「鉱害予防制度の創設」等に係る要望について承知しており、今後、防災及び減災対策について、関係地方公共団体及び関係府省と連携を図り、何ができるか検討してまいりたい。